

# 東京支部学生会研究発表会選奨方針

平成23年8月31日 東京支部改正

## 1. 授賞機関, 賞名

(社) 電子情報通信学会東京支部

東京支部学生奨励賞

IEICE Tokyo Section Student Award

## 2. 授賞対象論文発表者

- (1) 発表者は本会学生員でなければならない。  
但し、後期博士課程の学生は授賞対象から除く。
- (2) 発表者が代講の場合は対象としない。
- (3) 過去に受賞した学生は対象としない。

## 3. 東京支部学生会研究発表会奨励賞委員会の構成

委員長は、学生会担当の支部委員（先任）があたる。

次の構成(a)～(c)を奨励賞委員会委員とする。

- (a) 東京支部学生会顧問（うち支部運営委員を兼ねるものは(b)に該当する）
- (b) 東京支部運営委員
- (c) その他、東京支部長が必要と認めた正員

## 4. 選奨方法及び表彰

- (1) 奨励賞委員会委員は、発表会当日の発表内容及び発表態度も含めた採点を行う。
- (2) 奨励賞委員会を発表会終了後に行い、上記の採点結果を踏まえ奨励賞受賞者を決定する。
- (3) 毎年3月の学生会研究発表会終了後に、東京支部長が表彰を行う。
- (4) 委員長は東京支部運営委員会において受賞者を報告する。

## 5. 賞状, 賞金

- (1) 本賞は、本部の学術奨励賞と同様に人に与える賞とする。
- (2) 賞金は1件2万円とし、講演件数の10%以下を表彰する。

## 6. その他

学生会研究発表会の各セッションにおける座長および審査員は、奨励賞委員会委員が務める。

## 7. この奨励方針は東京支部運営委員会の決議を経て変更することができる。

### (附 則)

本規程の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する。

但し、平成23年度に実施に関しては、本改正を準用して実施する。